

議案第76号

長与町武道館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

上記議案を提出します。

平成28年12月6日

長与町長 吉田 慎一

提案理由

受益者負担の適正化と負担の公平性を図るため、施設使用料を見直すとともに、所要の改正を行うもの。

長与町武道館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

長与町武道館の設置及び管理に関する条例（平成元年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「長与町嬉里郷639番地」を「長与町嬉里郷637番地」に改める。

第8条を次のように改める。

（使用料）

第8条 使用者は、別表に定める使用料を納めなければならない。

別表(1)を次のように改める。

(1) 武道館使用料

施設	区分	単位	金額
柔道場	町民	1時間	160円
	町民以外		320円
剣道場	町民		160円
	町民以外		320円

備考 上記に掲げる額は、消費税及び地方消費税を含む額である。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の長与町武道館の設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の納期限に係る使用料について適用し、同日前の納期限に係る使用料については、なお従前の例による。